

議第19号

平成23年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成23年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		200,202,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1日最大給水量		606,000	
1日平均給水量		547,000	
期首使用者数		743,400 <sup>件</sup>	
期末使用者数		748,200	
増加見込数		4,800	
主要な建設改良事業			
上水道施設整備事業		8,900,000 <sup>千円</sup>	水道施設の増強及び整備
鉛製給水管単独取替事業		3,000,000	鉛製給水管の取替え

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 30,008,000千円

    第1項 営業収益 29,838,617千円

    第2項 営業外収益 169,383千円

支 出

第1款 水道事業費用 30,234,000千円

第1項 営業費用	25,220,888千円
第2項 営業外費用	5,003,112千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,208,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額504,460千円及び損益勘定留保資金等12,703,540千円で補てんするものとする。）。

#### 収 入

第1款 資本的収入	13,483,000千円
第1項 企業債	12,620,000千円
第2項 出資金	175,000千円
第3項 工事負担金	278,405千円
第4項 加入金	399,137千円
第5項 基金収入	10,176千円
第6項 その他資本的収入	282千円

#### 支 出

第1款 資本的支出	26,691,000千円
第1項 建設改良費	12,324,805千円
第2項 企業債償還金	14,340,178千円
第3項 投資	10,176千円
第4項 その他資本的支出	5,841千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設整備事業	平成24年度から平成26年度まで	千円 5,363,000
鉛製給水管単独取替事業	平成24年度	180,000
諸 施 設 整 備	平成24年度及び平成25年度	300,000
施設運転管理等業務	平成24年度	90,000
水道メーター点検業務	平成24年度及び平成25年度	270,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設整備事業費	千円 6,321,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
鉛製給水管単独取替事業費	1,800,000			
計	8,121,000			

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、700,000千円と定める。

平成23年2月22日提出

京都市長 門川大作